

運動部及び文化部活動の運営方針の改訂について

令和5年4月1日
茨城県立筑波高等学校

はじめに

県による「部活動の運営方針」の改訂を受けて、本校におきましても県の「部活動の運営方針」に則り、本校の「運動部及び文化部活動の運営方針」を改訂し、運用してまいりますことをご報告いたします。

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- (1) 活動時間は、原則、平日2時間、休日4時間を上限とする(準備・片付け・移動時間は含まない)。
- (2) 練習試合や大会等で、1日の上限を超えて活動を実施した場合でも、週合計12時間を活動の上限とする。
- (3) 朝の活動は行わない。
- (4) 原則、平日・休日各1日以上、週2日以上休養日を設ける。
- (5) 大会等で休日(土日)に連続して活動した場合は、別の週の休日に休養日を振り替える。
- (6) 長期休業中は、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。
- (7) 原則、定期考査1週間前から定期考査終了までは部活動を行わない。
- (8) 各部活動毎に、月単位で活動日と休養日の計画をホームページで公表する。
- (9) 参加する大会等については、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮したうえで設定する。
- (10) 学校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行う。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 本校の部活動への加入は任意である。
- (2) 部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、部活動に係る費用の徴収方法や、高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について、部活動未加入の保護者の理解を得よう努め、適切になるよう継続して見直していく。
- (3) 部活動における、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1) 本校では、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう兼部を認める。また、他の地域での活動やボランティア活動等に参加することを妨げない。
- (2) 本校では、部活動の地域移行について、積極的・継続的に取り組んでいく。
- (3) 本校は、地域のスポーツ・文化芸術活動はもとより、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組や、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、施設の貸与等、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (1) 本校では、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。
- (2) 本校では、休養日の振替を徹底する。